

高砂市民病院将来構想検討委員会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高砂市民病院将来構想検討委員会条例（令和5年高砂市条例第3号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、高砂市民病院将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 条例第3条第1項第3号の委員が、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、委員長は、公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第4条 委員長は、傍聴人数を制限することができる。

- 2 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者は、傍聴することができない。
- 3 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- 4 傍聴人は、会場において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- 5 傍聴人は、会議中であっても審議の内容が非公開に該当すると委員長が認めた場合は、退場しなければならない。
- 6 傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人の発言は認めない。
- 8 傍聴人が前各項の規定に従わないときは、委員長は、これを退場させることができる。

(議事録)

第5条 委員長は、会議の公開、非公開にかかわらず、議事録を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 委員会の会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 案件の内容
 - (4) その他会議において必要と認めた事項
- 2 議事録は、次に掲げる事項を除き公開する。
- (1) 個人、法人又は発言者（以下「個人等」という。）が特定されることにより、個人等のプライバシーの保護が損なわれるおそれがあるときは、氏名、名称など個人等の特定につながる全ての事項
 - (2) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると委員長が認めた事項

(会議の事前公表)

第6条 会議の開催は、事前に市のホームページ等で公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和5年6月5日から施行する。